

個人の国際法上の義務

個人が義務を負う場合 「国際犯罪」

「国際犯罪」の多義性

1. 国際的関連を有する犯罪
2. 国際法が構成要件を定める犯罪
 - a) 犯罪人の審理・処罰は各国に委ねられているもの
 - b) 国際裁判所が審理・処罰するもの

批判

2. の a) と b) との区別は本質的なものではない
 - ・ 国内刑事手続は同時に国際法上の刑事手続でもある、とも言える
 - ・ 事後に国際刑事裁判所が設置される場合は？

手続

国際刑事裁判所 「安全保障・戦争法」

国内裁判所 通常の刑事手続と同様

犯罪人引渡

大原則 領域国に引渡の義務なし

逃亡犯罪人引渡法の定める手続

引渡の制限 2条・日米条約4条

政治犯罪 2条1 日米条約4条1項1号

政治犯罪とは

張振海 判例 52

政治犯不引渡は義務か、権能か

尹秀吉 判例 50

理論的問題

現実的处理

双方可罰性 2条5号 日米条約2条1項

特定主義 日米条約7条

自国民不引渡 2条9号